

## 「かながわ子どもみらいプラン」（ひとり親家庭等自立促進計画）における 主な取組状況について

### 1 相談体制と情報提供の充実

#### （1）母子・父子自立支援員による相談の実施

「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」並びに寡婦（以下「ひとり親等」という。）の自立援助と福祉の向上を図るため、県内の各福祉事務所においてひとり親等の相談に応じるとともに、ひとり親等の自立に必要な貸付金を始めとした生活全般にわたる支援を行っている。

令和5年度は、相談件数の合計数が増加し、依然として母子・父子自立支援員による相談ニーズが高いことが分かる。

○県内の母子・父子自立支援員設置数 72名（うち政令市・中核市を除くと28名）

○相談実績（政令市・中核市を除く）（単位：件）

項目	令和4年度	令和5年度
生活一般	9,284	10,189
児童	2,869	2,870
経済的支援・生活援護	12,403	11,822
その他	190	248
計	24,746	25,129

（参考）母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱（国制定）  
（抜粋）

#### 第1 設置趣旨

母子・父子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」並びに寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

○令和5年度相談項目内訳

項目	内訳	件数	割合(%)	4年度 割合(%)
生活一般	住宅	919	3.66	3.21
	医療・健康	2,309	9.19	8.55
	家庭紛争	1,531	6.09	6.05
	就労	3,313	13.18	12.72
	結婚	52	0.21	0.34
	養育費	838	3.33	2.30
	借金	142	0.57	0.46
	その他	1,085	4.32	3.88
	小計	10,189	40.55	37.52
児童	養育	820	3.26	3.56
	教育	1,409	5.61	6.01
	非行	55	0.22	0.14
	就職	75	0.30	0.19
	その他	511	2.03	1.69
	小計	2,870	11.42	11.59
経済的支援・ 生活援護	母子父子寡婦福祉資金貸付金	2,803	11.15	11.46
	公的年金	311	1.24	0.87
	児童扶養手当	4,674	18.60	20.94
	生活保護	489	1.95	1.78
	税	492	1.96	1.79
	その他	3,053	12.15	13.28
	小計	11,822	47.05	50.12
その他	売店設置（法第25条）	1	0.00	0.02
	たばこ販売（法第26条）	0	0	0
	母子世帯向公営住宅	131	0.52	0.40
	父子世帯向公営住宅	7	0.03	0.01
	母子・父子福祉施設の利用	4	0.02	0.01
	母子生活支援施設	105	0.42	0.35
	小計	248	0.99	0.77
合計		25,129	100.00	100.00

## (2) 養育費確保に向けた支援

### ア 養育費相談

母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の生計安定への支援として、専門家（元家庭裁判所調定委員）による養育費確保のための相談を実施している。

○相談実績（政令市・中核市除く）（単位：延べ件数）

年度	区分	離婚前の 相談	養育費	法律問題	その他	合計
令和2年度		52	9	9	15	85
令和3年度		50	11	7	13	81
令和4年度		75	17	11	17	120
令和5年度		63	16	17	11	107

### イ 公正証書作成支援補助

ひとり親家庭の養育費確保支援として、養育費の取決めの債務名義化を促進するため、公正証書作成にかかる費用の補助を実施している。

○補助件数（政令市・中核市除く）

年度	件数
令和4年度	26
令和5年度	42

### ウ 弁護士費用や保証会社への保証料の補助

ひとり親家庭の養育費確保支援として、離婚後、ひとり親が別居親から安定的・継続的に養育費を受け取ることができるよう、養育費の取決めや不払い時の強制執行に係る弁護士費用の補助、及び養育費不払いに備えた保証契約を結ぶ際の保証料の補助を実施している。

○補助件数（政令市・中核市除く）（単位：件数）

	令和5年度
弁護士費用補助(養育費取決め)	2
弁護士費用補助(強制執行)	0
保証契約補助	1

## エ 周知・広報

養育費の必要性や養育費に係る相談窓口を記載したリーフレット（資料3）を作成し、離婚届の受理を行う県内市町村の戸籍担当窓口において、離婚前後の親に配布している。また、県及び神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターのホームページにおいても、養育費相談のスケジュールや各種補助について掲載している。

### （3）ひとり親家庭相談LINE

子どもの貧困対策の推進を目的として、特に生活困窮の割合が高いひとり親家庭の自立を応援するため、SNS相談窓口「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、若年層や、電話を持たないなどより幅広い層からの相談を受けている。

#### ○実績

	友だち登録数	相談受付数
令和2年度	2,565人	1,800件
令和3年度	3,813人	2,084件
令和4年度	4,564人	2,354件
令和5年度	5,387人	2,470件

### （4）リーフレットやホームページ等による広報の充実

様々な支援情報を取りまとめて紹介するリーフレット「ひとり親家庭の皆さんへ」（資料10）を令和5年度は10,000部作成し、ひとり親家庭の方が手続きに訪れることの多い市町村の児童扶養手当窓口において、主に児童扶養手当現況届の時期（8月）に配布している。

リーフレットには、ひとり親家庭総合支援サイト「カナ・カモミール」及び「かながわひとり親家庭相談LINE」のQRコードを掲載するとともに、県ホームページでも、各種支援制度にリンクする総合的なメニューページを設けている。

## 2 経済的支援

### （1）児童扶養手当の給付

ひとり親家庭の生活と自立の促進に寄与し、福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当の給付を実施している。

#### ○受給者数及び給付実績額（指定都市・中核市含む）

年度 区分	令和3年度	令和4年度	対前年比
受給者数(人)	45,033	43,127	95.8%
給付実績額(千円)	23,055,758	22,082,813	95.8%

## (2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和3年度～）

令和5年度は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から特別給付金を支給している。

### ア ひとり親世帯

令和2年度にひとり親世帯臨時特別給付金が支給されて以来、継続して児童扶養手当受給世帯等を対象に特別給付金が支給されている。

給付額 児童1人当たり5万円

### ○令和5年度 給付実績（県担当区域：町村域）

	延べ世帯数 (世帯)	給付金額 (千円)
① 令和5年3月分 児童扶養手当受給者	1,660	127,800
② 公的年金受給者	21	1,600
③ 家計急変者	117	9,100
計	1,798	138,500

### イ ひとり親世帯以外の世帯

- ・対象者 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等で、①令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯、又は、②令和5年1月1日以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯
- ・給付額 児童1人当たり5万円

## (3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、資金の貸付を実施している。

修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など12資金がある。

### ○貸付実績（政令市・中核市を除く）

年 度	合計		うち修学資金・就学支度資金			
	件数 (件)	貸付金額 (千円)	件数 (件)	割合 (%)	貸付金額 (千円)	割合 (%)
令和4年度	411	196,410	369	87.5	181,641	92.4
令和5年度	321	158,673	293	91.3	145,671	91.8

貸付金の9割近くが、子どもが高校、専門学校、大学等へ進学するための修学資金、就学支度資金といった学費に対する貸付となっている。

(参考) 政令市・中核市の状況

令和4年度貸付実績 935件 466,364千円

令和5年度貸付実績 776件 427,232千円

○償還（返済）状況（政令市・中核市を除く）

年度/区分		調定額(千円)	収入済額(千円)	償還率(%)
令和4年度	現年度	470,471	428,626	91.1
	過年度	1,013,937	193,365	19.1
	計	1,484,408	621,991	41.9
令和5年度	現年度	447,036	403,031	90.2
	過年度	820,393	154,118	18.8
	計	1,267,429	557,149	44.0

現年度（新たに償還が始まった分）、過年度（過去の滞納分）ともに償還率は若干減少しているが、償還率の低い過年度の割合が縮小したことにより、全体として償還率は増加している。

また、本貸付制度は、償還金を原資として貸付を行っていることから、以下のとおり、より効果的な未収金対策を実施している。

- ・債権回収会社に未納債権の回収を委託（平成25年度～）
- ・借受者の便宜及び未収金減少のため、返済金の口座振替を導入（平成28年度～）
- ・口座振替対象金融機関を7行から12行へ拡大（令和元年度～）
- ・償還の案内等に、償還金を原資とした貸付金であることを認識してもらうフレーズと「かながわキンタロウ」のロゴマークを導入（平成30年度～）

#### (4) ひとり親家庭等への医療費の助成

母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）並びにひとり親家庭に準ずる家庭の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、政令市・中核市を含む県内全市町村が実施主体となっている「ひとり親家庭等医療費助成事業」に対し、医療費の自己負担分を助成している。

##### ア 補助率

市町村事業費の1/2 ※政令市・中核市は令和6年度より1/3→1/2へ変更  
※一部負担金相当額（通院1回につき200円、入院1日につき100円）は補助対象外

##### イ 対象者

母子家庭の母子

父子家庭の父子

ひとり親家庭に準ずる家庭の児童と養育者

ウ 対象児童の年齢制限

18歳年度末 ※障害者・高校生は20歳未満

エ 所得制限

児童扶養手当制度の所得制限限度額（一部支給）に準ずる。

※川崎市は令和2年1月から所得制限限度額（年間所得額）を44万円引上げ

○令和4年度実績 対象者数 99,360人 補助額 1,468,509千円

○令和5年度実績 対象者数 95,694人 補助額 1,582,648千円

### 3 就業支援

#### (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

ひとり親等の自立支援を図るため、ひとり親等を対象とした就業相談、求人情報の提供、就職準備や転職等に役立つセミナーの開催、養育費確保のための相談等を実施している。

就業相談については、相談者の家庭の状況や職業能力の適性、希望する仕事内容などを考慮して、応募書類の作成支援、模擬面接等を実施するほか、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援を実施している。令和5年度においては、相談件数、就職件数ともに前年度より増加（相談件数は28件増加、就職件数は18件増加）した。

また、実務経験やパソコン経験のない方を対象にパソコン教室を開催している。カリキュラムにはパソコンの基本操作のほか、キャリアカウンセリングによる就業支援を組み込んでおり、令和5年度において就業決定者の約7割（就業決定者73名中49名）がパソコン教室受講者であることから、教室受講によるパソコンのスキルアップが就業決定に寄与していると考えられる。

○就業相談実績（政令市・中核市を除く）

（単位：件）

区分		令和4年度	令和5年度	前年比%
相談 件数	就業相談件数	1,225	1,253	102.2
	求職者・情報提供 紹介状発行	498	908	182.3
計		1,723	2,161	125.4
上記のうち就職件数		55	73	132.7

（注）就業相談には、電話、面接、FAX、Email等を含む。

○パソコン教室開催実績（政令市、中核市を除き実施）

就職に役立つスキルとして初心者向けにパソコン教室を実施（あわせて就業相談を実施）。3日間コースを11回、2日間コースを2回、1日間コースを4回、マネープランセミナーを2回開催。計153人参加。

## ○就職決定者の内訳

(単位:人)

年度	令和4年度			令和5年度		
	正規	非正規等	計	正規	非正規等	計
事務	4	11	15	9	16	25
営業	3	0	3	3	1	4
医療・福祉	4	14	18	9	9	18
卸売・小売業、飲食店	3	2	5	2	10	12
製造業	0	2	2	0	2	2
運輸・物流業	0	1	1	0	2	2
教育	1	3	4	1	2	3
その他	0	7	7	2	5	7
合計	15	40	55	26	47	73

## (2) 高等職業訓練促進給付金の実施

ひとり親家庭の親が就職に有利でかつ生活の安定に資する資格取得のため、6か月(※1)以上養成機関で修業する場合に、一定期間、促進給付金を支給し訓練中の生活の経済的負担を軽減するとともに、養成機関で修業が修了した場合に、修了支援給付金を支給し、資格取得を支援している。

- ・支給額 月額100,000円ないし月額70,500円(所得により異なる)  
課程修了までの期間の最後の12か月は月額40,000円の加算(※2)  
修了支援給付金は1回50,000円ないし25,000円(卒業時支給)
- ・支給期間 上限4年間(※3)
- ・対象資格 6か月以上修業する必要があり、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県等の長が地域の実情で認める資格  
例：看護師(准看護師)、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等

- (※1 令和3年度から適用(令和2年度までは「1年」以上)  
 ※2 令和元年度支給分から適用  
 ※3 平成30年度までは3年間)

## ○支給人数及び資格取得実績(政令市・中核市を除く)

(令和4年度実績) 支給人数:166人



○資格取得の状況（令和4年度支給者、政令市・中核市を除く）（単位：人）

区分	資格 取得 者数	就業に結びついた人数				求職中	就学継 続	不明
		総数	常勤	パート	自営業 ほか			
看護師	13	10	10	0	0	1	1	1
美容師	1	1	0	1	0	0	0	0
社会福 祉士	5	5	4	1	0	0	0	0
介護福 祉士	2	2	1	1	0	0	0	0
その他	39	32	15	16	1	4	1	2
計	60	50	30	19	1	5	2	3

※その他の資格 保育士、調理師等

○神奈川県所管（町村域）においては、令和4年度は修了支援給付金を受給した資格取得者全員が就業し、2名が常勤、4名がパート・非常勤として雇用されている（内訳は看護師1名、社会福祉士1名、介護福祉士3名、その他1名）。

### （3）自立支援教育訓練給付金の実施

県が指定した職業能力開発のための講座を受講したひとり親に対して、対象講座の受講料の6割相当額を支給する。

ア 対象者 次の要件を全て満たす者

- ・児童扶養手当支給水準のひとり親
- ・適職に就くために必要であることが相談を通して認められる者
- ・雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない者

イ 支給額 対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円（雇用保険の専門実践教育訓練給付対象講座は上限40万円×修学年数）、下限1万2千円）

ただし、雇用保険の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、上記の額から雇用保険法による各給付金の支給額を差し引いた額が支給される。

○事業実績（県担当区域：町村域）

	支給件数 (件)	支給額計 (円)	講座名（受講人数）
平成29年度	7	361,558	介護福祉実務者(3)、医療事務(2)、簿記2級(1)、大型特殊(1)
平成30年度	10	377,993	介護福祉士実務者(5)、介護職員初任者(3)、行政書士(1)、登録販売者(1)
令和元年度	5	239,392	介護職員初任者(3)、介護職員総合(1) 介護職員実務者(1)
令和2年度	7	329,121	介護福祉士実務者(4)、医療事務(3)
令和3年度	10	427,856	介護福祉士実務者研修(6)、介護職員初任者研修(4)
令和4年度	6	504,674	社会福祉士(1)、介護職員初任者研修(4)、MOS(1)
令和5年度	5	115,981	介護福祉士実務者研修(3)、介護職員初任者研修(1)、医療事務(1)

※令和4年度支給実績（政令・中核市除く）：73人

（4）ひとり親家庭住宅支援資金貸付

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親の自立の促進を図るため、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を実施する。

貸付から1年以内に就職・転職等により母子・父子自立支援プログラムを達成し、1年間就業を継続した場合は、貸付金の返還が免除される。

令和3年度に国が事業を創設し、県は令和3年12月より事業を開始した。

○貸付内容

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内（政令市を除く）の賃貸住宅に住むひとり親</li> <li>・児童扶養手当受給者（手当受給所得水準世帯含む）</li> <li>・母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む者</li> </ul>
貸付額	入居している住居の家賃実費（月額上限4万円）
貸付期間	最大12か月
送金時期	四半期ごとに3か月分を送金（当月分を含んだ前払） ※初回送金は申請日の翌月以降
返還免除	<b>【貸付開始時点で就業していない場合】</b> 貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間就業を継続 <b>【貸付開始時点で就業している場合】</b>

	貸付を受けた日から1年以内に所得増が見込まれる転職等をし、1年間就業を継続
実施主体	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
備考	無利子・連帯保証人不要

○貸付実績

	件数
令和3年度	1
令和4年度	42
令和5年度	59

#### 4 子育てや生活支援

##### (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親等又はひとり親家庭の児童等の病気、冠婚葬祭、就職活動等による家事機能低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行っている。

##### ア 派遣内容

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買物、医療機関への連絡など

##### イ 利用者負担額

##### (7) 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯

a 生活援助 1時間あたり 0円 (負担割合 なし)

b 子育て支援 1時間あたり 0円 (負担割合 なし)

##### (i) 児童扶養手当支給水準の世帯

a 生活援助 1時間あたり 150円 (負担割合 1割)

b 子育て支援 1時間あたり 70円 (負担割合 1割)

○予算及び実績額 ( )は実績

(単位:千円)

年度	町村分		県所管市分		合計
	国庫補助 1/2	県負担 1/2	国庫補助 1/2	県補助 1/4	
元	250 (0)	250 (0)	684 (350)	342 (176)	1,650 (526)
2	250 (0)	250 (0)	568 (490)	284 (245)	1,352 (735)
3	250 (77)	250 (78)	408 (414)	204 (207)	1,112 (776)
4	250 (56)	250 (56)	480 (417)	240 (208)	1,220 (737)
5	250 (49)	250 (49)	480 (494)	240 (248)	1,220 (840)
6	250	250	480	240	1,220